

第5章 こどもの権利の擁護および救済

「第5章 こどもの権利の擁護および救済」では、こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、「こどもの権利擁護委員会」の設置を規定しています。

「こどもの権利擁護委員会」には、一般的に「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能があるという考えを踏まえ、「擁護委員会の職務」を定義しています。

富田林市こどもの権利擁護委員会の設置

第15条 こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済のために、市長の附属機関として、富田林市こどもの権利擁護委員会(以下「擁護委員会」といいます。)を設置します。

2 擁護委員会は、第3条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。

- (1) 相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 申立てまたは自らの判断により、調査または調整を行うこと。
- (3) 前号の調査または調整の結果、擁護委員会が必要と認めるときは、関係者に勧告、意見表明または要請を行うこと。
- (4) 制度の改善等、市に意見を述べること。
- (5) こどもの権利および擁護委員会について、周知および啓発を行うこと。

3 擁護委員会は、委員3人以内で組織します。

4 委員は、次の要件を満たす者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) こどもの権利に関し識見を有すること。
- (2) 第2項各号に掲げる擁護委員会の職務(以下「擁護委員会の職務」といいます。)の遂行について、利害関係がないこと。

5 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 市長は、委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき、または委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

7 委員は、擁護委員会の職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) こどもの権利の擁護者として、こどもに意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めること。
- (2) 関係機関および関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。

8 擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

9 委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。

10 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が

その職務を代理します。

11 市は、擁護委員会の独立性を尊重しなければなりません。

12 市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。

13 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。

14 市は、擁護委員会から第2項第3号または第4号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

15 擁護委員会は、毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表します。

【解説】

第15条では、こどもの権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、富田林市こどもの権利擁護委員会の設置を定めています。

アンケート結果をみると、本市において、いじめや差別等、「守られていないこどもの権利がある」と回答したこどもが一定割合いることが分かりました。加えて、「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。

現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これら学校以外の窓口において、こどもからの相談が非常に少ないのが現状です。これは、既存の窓口だけではこどもが利用しづらい、十分ではないことを示しています。

一方で、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支えるさらに高い専門性を備えた機関が必要です。

そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。こどもが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。

このような状況から、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに気軽に相談でき、権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができる仕組みが必要です。

この仕組みでは、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考えます。そして、こどもと一緒に解決策を考え、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら、具体的な問題を解決・緩和していきます。

また、問題解決や緩和にあたり、擁護委員会から勧告等を受けた場合、市はこれを尊重し、必要な措置として、検討・協議・対応等をしていきます。

こうした背景から、条例検討委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護委員会」を本市に設置すべきだと考えました。

この制度が活用されるためには、市はもちろん、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等の理解と協力が不可欠です。本市のこどもの権利侵害の実態や相談状況を分析した上で、必要な事項を条例に決めました。

相談・調査専門員

第16条 市長は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、こどもの権利に係る相談・調査専門員（次項において「相談・調査専門員」といいます。）を置きます。

2 相談・調査専門員は、擁護委員会と緊密に連携し、擁護委員会の職務を支援します。

【解説】

第16条では、常設の相談・調査専門員の設置について定めています。相談・調査専門員は、擁護委員会の職務の円滑な遂行のために、市長が設置します。相談・調査専門員は、第15条第2項に規定する擁護委員会の職務を支援します。例えば、こども等からの相談を受けたり、調査を行ったり、こどもの権利について周知を行うなどをします。こども等からの相談については、こどもが気軽に相談できる、話を聞いてくれる相談窓口であることが重要です。同時に、こどもから受けた相談内容の守秘義務も重要な要素です。こどもが気軽に安心して相談できるよう、詳細は別途定めます。

【関連する意見】

- ✧ 困っていることを「相談できる人はいない」と回答した中高生は9.5%。中学生では10%未満、高校生では10%台と、学年が上がるにつれて「相談できる人はいない」と回答したこどもの割合が増える傾向が見られた。また、こどもたちは、気軽に遊びに行けて話を聞いてくれる場所や、誰にも知られずに安心して相談できる場所が近くにあることを求めている。【アンケート(中高生)】
- ✧ 「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答した小学校低学年は6.4%。小学校3年生は4.9%、小学校2年生は5.3%、小学校1年生は9.2%と学年が下がるにつれて、「困っているときに聞いてもらう相手がいない」と回答したこどもの割合が高くなっている。【アンケート(小学校低学年)】
- ✧ アンケート調査結果で、こどもの権利を守るための仕組みとして、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある」と回答した中高生は28.2%、小学校高学年は27.8%。【こどもアンケート(中高生・小学校高学年)】
- ✧ 支援の「はざま」にある課題として、高校生への支援の少なさや、深刻な問題に至る前の段階での相談先の不明確さなどが指摘された。【関係団体等ヒアリング】
- ✧ 「解決までしてくれるところ(相談の原因になっているものを解決してほしい)」、「人がいないところ(内緒にしてほしいことがあるから)」、「相談したことで大ごとにならないところ(解決までしなくても、一旦話を聞いて受け止めてくれるようなところ)」、「困った時に相談できるところがある」、「子供が困ったことや大人に伝えたいことを伝える手伝いをしてくれる人がいる」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ✧ 「いじめだと感じたらすぐ相談を」、「いやだと感じたらしんらいできる人に話を」【こどもワークショップ】
- ✧ こどもの権利が侵害された時、その侵害を是正し権利を回復するための効果的な救済措置や機関の設置が条例の中に規定されるべきだと考える。(こどもの権利擁護委員、こどもの権利オンブズパーソンなど)【関係団体等アンケート】